

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分	酒		税			
	免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し ない も の	計
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者				
	件	件	件	件	件	件
要処理 件数	前年度からの繰越処理未済 検 挙	- -	- -	- -	- -	- -
処 理 済 件 数	通 告 処 分	-	-	-	-	-
	告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-
	不 問 処 分	-	-	-	-	-
	通 知 処 分	-	-	-	-	-
	不 告 発	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 石 炭 税			た ば こ 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
	件	件	件	件	件	件
要処理 件数	前年度からの繰越処理未済 検 挙	- -	- -	- -	- -	- -
処 理 済 件 数	通 告 処 分	-	-	-	-	-
	告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-
	不 問 処 分	-	-	-	-	-
	通 知 処 分	-	-	-	-	-
	不 告 発	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における事績

用語の説明：1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

揮 発 油 税			地 方 道 路 税	石 油 ガ ス 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

たばこ特別税	取 引 所 税	印 紙 税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。